

甲第^A
299
号証

裁判所書記官印

証 人 調 書

(この調書は、第9回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第515号 平成25年(ワ)第1476号 平成25年(ワ)第1477号
期 日	平成27年8月25日 午前10時00分
氏 名	島 崎 邦 彦
年 齢	69歳
住 所	
宣誓その他の状況	裁判長は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告 げた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

おりますので、それを頭に置いております。

三陸沖北部から房総沖海溝寄りの縦に長いどこかで地震が発生したとして、常に明治三陸沖地震と同じような面積、滑り量、速度、角度で地盤が動くというわけではないですよ。

もちろん、同じような、という表現が合います。

ちなみに、2002年に長期評価は公表されましたが、その後、日本海溝沿い領域に関する事項について、その後の知見の進展ですとか研究の成果等を踏まえて、本件事故までの間に何か具体的にアップデートされたことというのはあるのでしょうか。

茨城県沖の地震が起きて、2009年にその部分だけ変えております。先ほど御説明したところですね。

(以上 中山 つね)

先ほど国からも質問があったんですが、長期評価というのは沿岸部の防災対策の見地から地震の評価をしたものであるのに対して、津波評価技術というのは確定論的安全評価手法の見地から構造物の安全性を評価するための津波の評価の方法を取りまとめたものであるということによろしいですか。

津波の評価を取りまとめたものだと思っています。

そうすると、長期評価と津波評価技術というのは、必ずしもその目的を同一にするものではないということによろしいですか。

もちろん違います。長期評価のほうは、最大地震は想定しておりません。最も起こりやすい地震を想定しています。一般的な地震防災が対象で、原子力発電とは別ですね。

証人は、この津波評価技術についていろいろと反論されているんですが、この津波評価技術の取りまとめには、証人が津波の専門家であるとされる阿部勝征教授も関わっていることは御存じですね。

はい、佐竹先生も関わっていたと思いますが、違いますか。

証人は、この津波評価技術について、過去400年の歴史地震にとらわれているというような御意見を述べられているんですが、長期評価も、過去400年の歴史地震に基づいて、海溝沿いで起きる地震の規模について最大マグニチュード8クラスにとどまるとしていたのではないですか。

そこはちょっと違うと思うんですね。津波評価技術は、飽くまでも既往最大を考えているわけです。それはなぜかという、結局、津波を想定して、それで数値計算をして、その結果を原発のところで過去の痕跡高と比較して、それよりも高ければオーケーということで、結局既往最大がその根本なわけです。我々は、400年間のデータが限られていると。いいですか、ここが重要なので。400年間のデータで全てが分かるのではなくて、400年間のデータというのは、僅かに限られた時点のデータであるということを意識して、そこから出発しているんです。そこが大きな違いだということを認識していただきたいですね。

出発点として、過去400年の歴史地震を検討の始まりにするということは、おかしくはない。

そこは共通です。

原告ら代理人（大島）

長期評価の件についてお聞きします。先ほどの先生のお話では、長期評価の公表の直前に、表紙に段落が加わったというお話でしたね。

そのとおりです。

それは長期評価、甲ロ50号証の表紙の下のほうの段落、「データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」、これでしょうか。